



# 別所憲法9条の会 たより

2022年1月第165号

安保法制廃止・憲法改悪許さない全国署名で対話を・戦争させない・共謀罪は廃止に！

あけましておめでとうございます。2022年は壬寅(みずのえのとら)年で「陽気を孕み春の胎動を助く」冬が厳しいほど春の芽吹きは生命力に溢れ華々しく生まれる年になるということだそうです。苦しい時期を抜けだし明るく華やかな年への期待が膨らみます。長池公園はすっかり枯木立になり田んぼの辺りは冬の田園風景が懐かしくなる静けさです。これから春に向かう芽吹きが楽しみです。

岸田政権になり改憲への強い意欲表明がなされ改憲の動きが強まる中、“9条改憲 NO ! 全国市民アクション”は、新しく「憲法改悪を許さない全国署名」を呼びかけ、全国で署名活動が始まっています。

【「九条の会」は平和を求める世界の市民と手をつなぐために憲法九条を激動する世界に輝かせたいと考えます。(2004年)】がもっとも広がり、国会が改憲の発議をすることは許さない年にしていきましょう。



## 1月例会

## 1月のご案内

日 時 1月 24 日 (月) 13:30~16:00

会 場 長池公園自然館 第一会議室

内 容 意見交換会 (たより裏面の新年特別寄稿を参考に)

日本国憲法・9条をめぐる状況などの意見交換

☆今年の例会の内容、希望なども話し合いましょう

参加費 300 円

★新型コロナ感染は、オミクロン株の感染拡大が心配されています。

まだまだ油断できません。十分気をつけてご参加ください。

2月例会では、安倍政権の検証映画『2887』の鑑賞を予定しています。

ご期待ください。

### 堀之内駅前での宣伝

1/17 (月) 10:00~

改憲させない・9条守ろう  
軍事費削ってコロナ対策に

1/16 (日) 14:00~

NO WAR 八王子アクション  
JR 八王子駅北口

**止めよう!  
改憲発議**

1/19 (水) 18:30~

改憲発議反対  
衆議院会館前 1.19 行動

### 11月例会報告

11月例会では、10月に続いて、アフガニスタンの歴史と現状について学びました。

民主化したと言われる中で女性の焼身自殺・レイプ事件などがおびただしい現状。麻薬大国化など。

又、イスラム原理主義者、軍閥、カルザイの腐敗政権などなど、厳しい市民の現状。

そのような中で、RAWA（アフガニスタン女性革命協会）の活動に希望をつなぎました。RAWAの革命とは、☆女性が教育を受けることが出来る社会☆女性も職業につける社会☆男性と同じ権利が認められる社会の事。

女性自身による活動は本当に危険で今も非合法組織で地下活動とか。日本国内にもこのRAWAと連帯する会があり、様々な活動がなされているようです。日本政府のかかわり方など、これからも現状をしっかりと見つめてゆくことが大切と話し会いました。

### 投稿欄

### 11月例会に参加して



アフガニスタンの歴史について、10、11月と2度にわたって清水竹人さんから話を伺い、20世紀に入って以後の同国の歴史の流れ、また1979年のソ連の侵略に対抗して闘ったアルカイダのオサマ・ビンラディンやタリバンと米国の関係なども知ることができた。

2001年の9・11は、米国に対して不満を持つオサマ・ビンラディンが行ったものとされた。しかし、この米国政府の発表には多くの疑問が生じている。そうした疑問解明のため遺族によって起こされた裁判や貿易センタービルの崩落に関する建築家の調査、その他の事件現場の物的証拠などをもとにいくつかのドキュメンタリーが作られており、私も4本見た。

ブッシュJr.以後の米政権は現バイデン政権まで、政府が保管しているこの事件の資料を小出しにし、米国の安全にかかるとして、その核心部分は公開されていない。それが公開されればまた世界の人々を驚かすことになるのではと思われる。(櫻井浩)



## 「国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」の意味について

新年号特別寄稿

永山 茂樹（東海大学 教授）

基本的人権は「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」だと、憲法97条に書かれている。しかしその成果がほんとうに実在するためには、ただ憲法典に文字として書かれるだけではたりない。それが人間関係において、じっさい有効なものとして生きている必要がある。

日本国憲法には、個人として尊重される権利、良心をおかされない権利、人間らしく働く権利、ひとり教育を受ける権利、健康で文化的な生活を営む権利など、さまざまの権利が書かれている。ただ、それらが人間関係においてしっかりと生きているとはいいにくい。ことばとじっさいにひらきがある。そのひらきは、人類の「自由獲得の努力」によって縮めるしかない。



またいったん獲得された権利と、それを脅かす現実との関係のなかで、このひらきがうまれてしまうこともある。憲法12条はそのことをこう述べた。すなわち「自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と。獲得した権利が後退したり奪われたりしないよう努力することも、わたしたちにとって重要な責務だ。

たいていの大学生は「憲法上の三大義務」（保護する子女に教育を受けさせる義務・勤労の義務・納税の義務）をおぼえている。しかし権利を保持する責務のこととなると、こころもとない。義務や責務にかんする高校卒業までの勉強が、すこしせまいのかもしれない。

ところで、わたしたちの能動的行為によって実現した保持するものは、権利にかぎられない。憲法前文第一段には、国民主権原理と民主主義についての叙述につづき、「われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅（ショウチョク。天皇の公的行為全般）を排除する」とある。国民主権と民主主義を破壊してしまう偽「憲法」（たとえば「緊急事態」という名目で、内閣の独裁政治を正当化する緊急事態条項）をきっぱり排除するにも、やはりわたしたちの努力が必要なのだ。



また前文第二段は、平和にたいするわれらの決意とともに、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有すること」を確認する。ここでは、平和が人権の一つであること（平和的生存権）があきらかにされた。

平和を権利としてとらえることは、国連「平和への権利宣言」（2016年）にもみられ、普遍的なものだ。だから平和も「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であり、「不断の努力によって…保持しなければならない」もの、と構成されるだろう。

1789年、フランスで「人および市民の権利宣言」（人権宣言）がつくられた。これが近代憲法の一丁目一番地だ。しかし人権の主体＝「人」、政治の主人公＝「市民」は、じっさいは財産のある白人男性のことだった。生産手段をもっていない農民や労働者、女性、植民地人は、「人」や「市民」のうちにかぞえられなかつたし、ましてや、権利の持ち主ともかんがえられなかつた。ここでも、ことばとじっさいのひらきがあった。



市民革命（民主化）と産業革命（工業化）に時間差があったせいで、権利獲得運動の主体形成が遅れたといえる。しかし19世紀なかば、産業革命が諸国で本格的にすすむと、工場労働者たちは、じぶんたちを抑圧された階級として認識はじめた。そして人と市民として当然にあるべき権利を主張した。こうやって自由獲得の努力の歴史が発展してきた。

日本のはあい、市民革命の経験がないまま、明治の産業革命（殖産興業）だけが先行した。そうしたことから、権利獲得の努力がなかなか実を結ばなかつた。日本国憲法ができるからも、人権や民主や平和における、ことばとじっさいのひらきがのこつてしまつた。それを縮めるため、ひとびとは努力をつづけてきた。わたしたちはその最後尾にいる。前にすすんだ。とおもっても、なにかの拍子に元に戻つてしまう。それを繰り返していくと、努力への確信があやしくなる日もある。だが「不断の努力」とは、そういう土砂降りの日も、倦まずかんがえつづけることなのだろう。



別所憲法9条の会ホームページ <https://bessho9.info/>

